



令和元年分所得税・令和2年度市県民税 申告は正しくお早めに

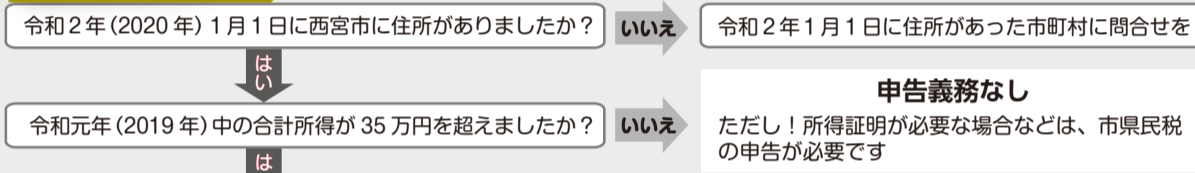
提出期間は2/17～3/16

あなたは申告が必要？
チェックしてみよう

市民税課・江戸圭一

スタート

(注) フローチャートは一般的なケースです。詳しくは市民税課へ問合せを



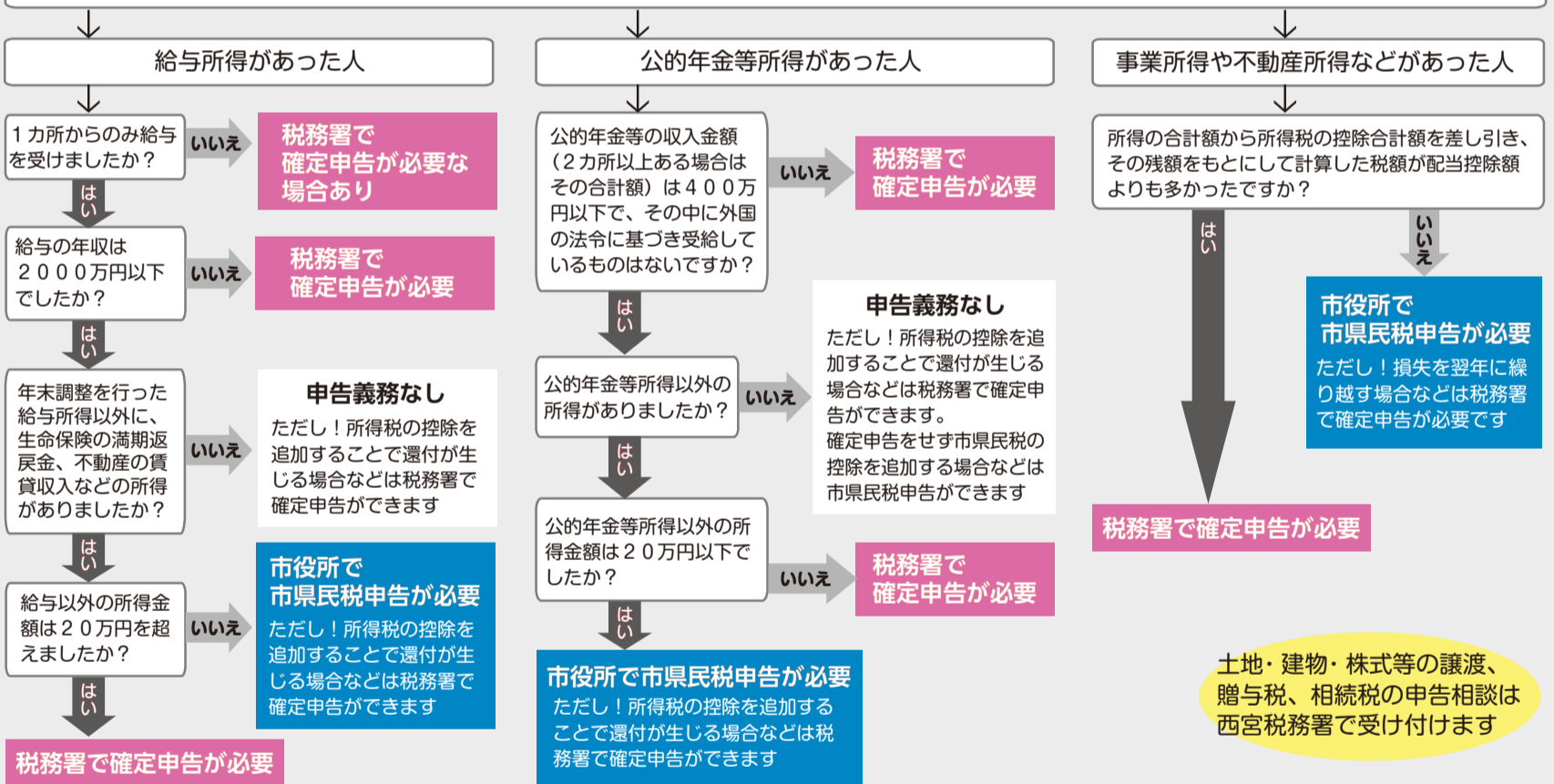
社会を運営するために必要不可欠な「税金」

所得税や市県民税などの申告の時期です。税金は、私たちの日常生活すべてのことに関わっています。漏れなく正しい申告をお願いします。

※下記以外の所得があり、確定申告が必要と思われる人は、税務署に問い合わせてください

※税務署に所得税の確定申告書を提出した人は、原則として市県民税の申告をする必要はありません

どのような所得がありましたか？



確定申告はネットが便利！

スマホで申告できる対象がひろがりました

提出方法

確定申告は、税務署に行かなくても、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(https://www.keisan.nta.go.jp)で申告書を作成し、自宅からインターネットで送信(提出)するのがおすすめです。

また、令和元年分の所得税確定申告書作成コーナーは、2カ所以上の勤務先から給与収入がある人、年金収入や副業の収入がある人など、スマートフォンで申告できる対象が広がりました。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。



作成コーナーはこちら

国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

確定申告書等作成コーナーで申告書を作成

e-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信

印刷して添付書類とともに郵送等で提出

e-Taxで送信する場合は、マイナンバーカード方式またはID・パスワード方式のどちらかの方法で送信してね。詳しくは国税庁のホームページで確認を



所得税など…西宮税務署 (0798・34・3930)
 市県民税について…市民税課 (0798・35・3267)

電話番号はお掛け間違いのないようお願いします



所得税などの申告書作成会場・市県民税に関するお知らせは2面に掲載 ▶▶▶